

よこはまシニアボランティアポイント事業 Q&A

～目次～

【ボランティア向け】P.1～

- 1 目的・趣旨について
- 2 実施スキームについて
- 3 よこはまシニアボランティアの対象者について
- 4 登録研修会について
- 5 対象活動について
 - (1) 施設・事業所での活動について
 - (2) 介護予防事業について
- 6 ボランティア受入施設について
- 7 ポイント・ポイントカードについて
- 8 換金・寄付について

【受入施設向け】P.9～

- 9 受入施設申請書の記載について
- 10 ボランティアの受入について
- 11 ポイント付与端末について
- 12 活動記録簿の提出・引換券の送付について
- 13 ポイントについて

【ケアプラザ向け】P.13～

- 14 地域ケアプラザにおける地域交流活動事業や自主事業などの対象拡大について
- 15 配食・会食サービスについて
 - (1) 団体登録について
 - (2) 対象活動について
 - (3) ポイント・ポイントカードについて
 - (4) ポイント引換券について
- 16 その他



【ボランティア向け】

1 目的・趣旨について

① よこはまシニアボランティアポイント事業を実施する目的は何か。

- 元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進、介護予防、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを目的としています。
- なお、受入施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まるとともに、入所者の生活をより豊かにするという効果が期待できます。

② よこはまシニアボランティアポイント事業の法的根拠は何か。

- 平成19年5月に厚生労働省から、「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」通知がありました。その中で、高齢者が自らの介護予防のためにボランティア活動を行った場合、ポイントが得られ、現金に還元できる仕組みを介護保険の地域支援事業で実施することが可能とされました。
- 厚生労働省から示された仕組みの例は次のとおりです。
『高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。』

③ 制度実施の根拠法令等は何か。

- 介護保険制度における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として実施しています。
 - ・介護保険法：第115条の45（介護予防・日常生活支援総合事業）

2 実施スキームについて

① ボランティア受入機関（施設）の状況は。

- 受入機関になろうとする施設等は、あらかじめ市長の指定を受けることとなっています。
- 受入施設一覧は、ホームページで公開または登録研修会で配布をしています。
- 施設一覧以外にも、施設ごとの情報提供シートをホームページに掲載しています。
詳細は [よこはまシニアボランティアポイント](#) で検索してください。

② よこはまシニアボランティアポイント事業の実施主体は。

- 横浜市が実施主体です。（事務局運営及びポイント管理については外部に委託しています。）

③ 制度運営のための財源はどのようになるのか。

- 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として実施するものであり、制度上の財源構成は次のとおりです。

区分	国	県	市	1号保険料	2号保険料	合計
財源構成	23.0%	12.5%	12.5%	25.0%	27.0%	100%

※平成30年度からの3か年

3 よこはまシニアボランティアの対象者について

① どのような高齢者が対象となるのか。

- 横浜市の65歳以上の高齢者（介護保険の第1号被保険者）で、当事業のボランティア登録をされた方が対象となります。

② ボランティアに登録するにはどうすればよいか。

- 横浜市又は横浜市が認定した研修講師のいる施設が開催する登録研修会を受講し、登録申請書を提出することで登録ができます。
- 登録者にはポイントカードを交付し、その後、受入施設と活動日、活動内容、活動上の留意点等をボランティアと施設の間で直接調整した上で、活動開始となります。

③ 介護保険料を未納していると登録できないのか。

- 未納者でも登録をして、ポイントをためることはできます。
- しかし、ポイントを寄付・換金することはできません。寄付・換金の際に、本市で未納確認を実施しています。

③-2 介護保険サービスを受けていると登録できないのか。

- 登録は可能です。ただし、活動場所については、普段介護保険サービスを受けていない施設に限定されます。

③-3 生活保護を受けていると登録できないのか。

- 登録も活動も可能です。換金したら、生活保護担当に申告してください。

④ 民生委員、保健活動推進員、介護相談員等も対象となるのか。

- 行政から委嘱された活動であり、活動に関して横浜市の予算措置がされているため、民生委員、保健活動推進員等としての活動は対象外となります。
- ただし、民生委員、保健活動推進員等としての活動でなく、個人としてのボランティア活動であれば、対象となります。

**⑤ ボランティアの登録に年齢制限はあるか。
また、登録した後、活動する施設が決まらずにいると登録が取り消しになるのか。**

- 65歳以上の方（横浜市の介護保険第1号被保険者）であれば、どなたでも登録できます。年齢の上限はありません。
- また、活動実績がないことで自動的に登録が取り消されることはありません。

⑥ 1か月後に65歳になるが、65歳になる前からボランティアの登録は可能か。

- ボランティアの登録は、65歳からとなります。
ただし、すでに介護保険証が届いている場合などについては登録が可能となることもありますので、管理機関に相談ください。ただし、その場合であっても、ポイントが付与されるのは65歳からとなります。

4 登録研修会について

① 研修の日程はどこで確認すればよいか。

- 区役所、地域ケアプラザ、介護施設等にチラシを配布しておりますのでそちらでご確認ください。
- また、ホームページにも日程を掲載しております。電話でもお問い合わせできます。
(事務局 電話045-671-0296 FAX 045-671-0295)

② 研修の内容はどのようなものか。

- 事業の概要やボランティア活動を行う上での注意点、心構えなどを説明します。
- また、初めてボランティア活動をされる方に関しては、介護保険施設・事業所の説明、受入施設等の紹介等も実施しています。

③ 登録の際、介護保険証は必ず必要になるのか。

- 横浜市の介護保険第1号被保険者の資格を確認するために必要になりますので、必ずお持ちください。
- ポイントカードのID番号と介護保険証の被保険者番号を合わせてデータ登録いたします。
- なお、介護保険証はコピーでも構いません。

④ ボランティアに登録しておくのと、施設から活動についての連絡があるのか。

- ボランティア受入指定施設一覧や情報提供シートを参考に、ボランティアご本人が横浜市が指定した施設の中から活動を希望する施設を選んでいただき、連絡をとっていただきます。その施設でのボランティア活動の内容、曜日、時間帯などについて話し合い、活動するかどうかを決めてください。
- 半年に一度お送りする定期刊行物（ハマいき通信等）の中に新規追加施設一覧を同封しています。

5 対象活動について

対象となる活動の三原則（すべてを満たす必要があります。）

1. 施設・事業所内での活動であること
2. 施設・事業所が、活動記録簿等でボランティアの活動状況を把握していること
3. 活動当日にポイントを付与することができること

（1）施設・事業所での活動について

① 花の手入れや草とりは対象となるのか。

- 対象施設の利用者が使用する場所（建物の外を含む）の花の手入れや草とりは対象になります。
- ただし、施設の敷地外での花の手入れや草とりは対象となりません。
- その他判断を迷うような活動があれば、ご相談ください。

② グループで行うボランティア活動でも、65歳以上であればポイントを付与されるのか。

- グループでのボランティア活動がよこはまシニアボランティアポイント事業の対象となる活動であり、65歳以上の方で登録をしていればポイントは付与されます。

③ 午前中に個人でボランティア、午後にグループでボランティア活動をした場合、両方にポイントは付与されるのか。

- 個人でのボランティア、グループでのボランティア活動ともによこはまシニアボランティアポイント事業の対象となる活動であればポイントは付与されます。
- ただし、ポイント付与は、1日1回200ポイントまでになります。

④ ポイントの付与をしなければ、謝礼金を受け取ってもよいのか。

- 謝礼金を受け取り、さらにポイントを付与することは認めておりません。ポイントを付与するか、施設が謝礼金を払うかは、施設とご本人で相談してください。

⑤ 「介護の補助」とは、具体的にどのようなものか。

- 施設の管理下での職員業務の補助的な活動です。
（例：職員が同じ部屋にいる状態での見守り、傾聴ボランティア）

⑥ 町内会館など受入施設以外で行う介護予防事業のボランティア活動は、ポイント付与の対象となるのか。

- 受入施設以外の施設で行った場合でも、受入施設が主催する介護保険サービスや介護予防事業のボランティア活動はポイント付与の対象となります。ただし、ポイントは当日付与が原則のため、活動の前か後に受入施設に立ち寄ってください。

⑦ 利用者送迎用の車の洗車や施設所有の蔵書の管理は、ポイント付与の対象となるのか。

- 介護保険サービスや介護予防事業の利用者が使用する車、蔵書に関するボランティア活動であれば、ポイント付与の対象となります。
施設職員専用の車の管理や施設職員用の資料の整理に関する活動は対象としていません。

(2) 介護予防事業について

① 介護予防事業とは、具体的にどこまでを指すのか。

- 介護保険の地域支援事業の中の介護予防事業における運営補助がポイント付与の対象となります。
(例：口腔ケアや機能訓練体操のイベントでの補助)

6 ボランティア受入施設について

① 自分が今ボランティア活動している介護施設が受入施設に指定されていないが、指定されていない理由はあるのか。また、今後施設を増やす計画はあるのか。

- 5人程度以上ボランティアがいる介護事業所等であれば、横浜市の手続きを受けて受入施設になることができます。ただし、指定を受けるかどうかは、施設の判断によります。
- 受入施設については、今後も募集を継続していきます。

② 「5人程度」ボランティアがすでにいることが受入施設に申請できる条件となっているが、「5人程度」とはどのくらいか。演奏や踊りなどの団体もボランティアに含まれるか。

- 「5人程度」は、目安として示しているもので、65歳以上で、施設にボランティアとして登録している方が5名程度いることを想定しています。
しかし、65歳以上の方が一定程度定期的に活動していること、という趣旨ですので、具体的な状況等をご相談ください。

③ 介護療養型施設は受入施設の対象となるか。

- 施設からの希望があれば申請を認めることとしています。ショートステイの施設も同様に考えています。

7 ポイント・ポイントカードについて

① 活動実績に応じてポイントはどのくらい付与されるのか。

- 1日おおむね30分以上の活動で一律200ポイントが付与されます。
- 換金については、年間8,000ポイント（40日分）を上限とします。
換金は1ポイント＝1円換算で行い、1,000ポイント以上であれば、獲得ポイントに応じて換金可能です。
- 活動には、ボランティア活動をするための準備も含まれますが、受入機関が招集する場合に限りません。

② 8,000ポイントを上限とすることで、それを超えるボランティア活動を抑制してしまうのではないのか。

- 限りある財源の中で事業を実施するため、一定の上限設定は必要であると考えています。
- また、一月あたり最大650円程度であり、「手当」のような性質のものではないため、上限を超えることで活動を控えることは考えにくいと思われれます。

③ 年間最大で8,000円（ポイント）とするのはなぜか。

- 月に3～4回程度活動した場合の1年間の相当額として設定しました。

④ ポイントカード内にはどのような情報が蓄積されるのか。

- ID番号とポイントの実績のみが蓄積されます。

⑤ ポイントカードを忘れてしまった場合には、ポイントは付与されないのか。

- ポイントカードを忘れた場合、活動を行ってもポイントを付与することはできません。
- 活動の際は、必ずポイントカードをお持ちください。
- ただし、施設の返却忘れなど本人の責によらない特別な理由がある場合には、後日ポイントを付与いたしますので、施設にお申し出ください。

⑥ ポイントは現金にしか交換できないのか。

- 現金だけではなく、横浜市社会福祉協議会の善意銀行、よこはまあいあい基金、障害者年記念基金、福祉基金などへの寄付も可能です。

⑦ 活動に対する対価性があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか。

- ポイント制度の利用は、
 - ・ 本人の申出に基づくものであり、活動者本人の意思を尊重する制度であること
 - ・ 福祉団体等への寄付も可能であることなどから、ボランティアの意義が薄れることはないと考えています。
- また、1日200ポイントが得られ、それが換金できたとしても、その額はわずかであり、ボランティア本来の「自発性」や「福祉に対する志」は変わるものではないと考えています。

⑧ ポイントカードのポイントは換金した分は差し引かれないのか。今年度換金できるポイントがわからない場合はどうすればよいか。

- ポイントカードには、ポイントが累積されていきますので、これまでの活動の履歴として活用してください。
- 換金対象のポイントは、よこはまシニアボランティアポイントサポートセンター（電話03-6276-2122）にお問い合わせください。

8 換金・寄付について

① ポイントは、活動している施設に寄付することができるか。

- 横浜市から施設へ、直接振り込みはしません。活動している受入施設や受入施設以外の個々の事業所等への寄付については、一度、ご自分の口座に現金でお受け取りいただいたうえで、ご自分で寄付の手続きを行っていただくこととなります。
- 基金等への寄付については、申請に基づき横浜市から直接振り込みを行います。直接振り込みができる基金等については、換金手続きの際にお知らせします。

② ボランティア団体に対して寄付することは可能か。

- ボランティア団体へ直接寄付をする取扱いとはしていないため、市民活動推進基金である「よこはま夢ファンド」へ寄付していただくか、一度ご自分の口座に現金でお受け取りいただいたうえで、個別に寄付していただくこととなります。

③ 年度途中で市外へ転居した場合、ポイントを換金することはできるのか。

- 年度途中で市外へ転出された場合は、ボランティア登録の資格がなくなるため、ポイントカードを返却していただかなければなりません。
- その際、換金可能ポイントが1,000ポイント以上ある場合は寄付もしくは換金をすることができます。
- 転出される場合は、事務局（電話045-671-0296 FAX 045-671-0295）にご連絡ください。

④ 自動的に保険料負担が軽減されるのか。

○ ボランティア自身が蓄積したポイントを換金し、保険料に充当する場合に限り間接的に軽減されるものであり、自動的に保険料負担が軽減されるものではありません。

⑤ 今年度に8,000ポイント以上たまった場合、その超えた分については、翌年度に換金可能ポイントとして繰り越すことができるのか。

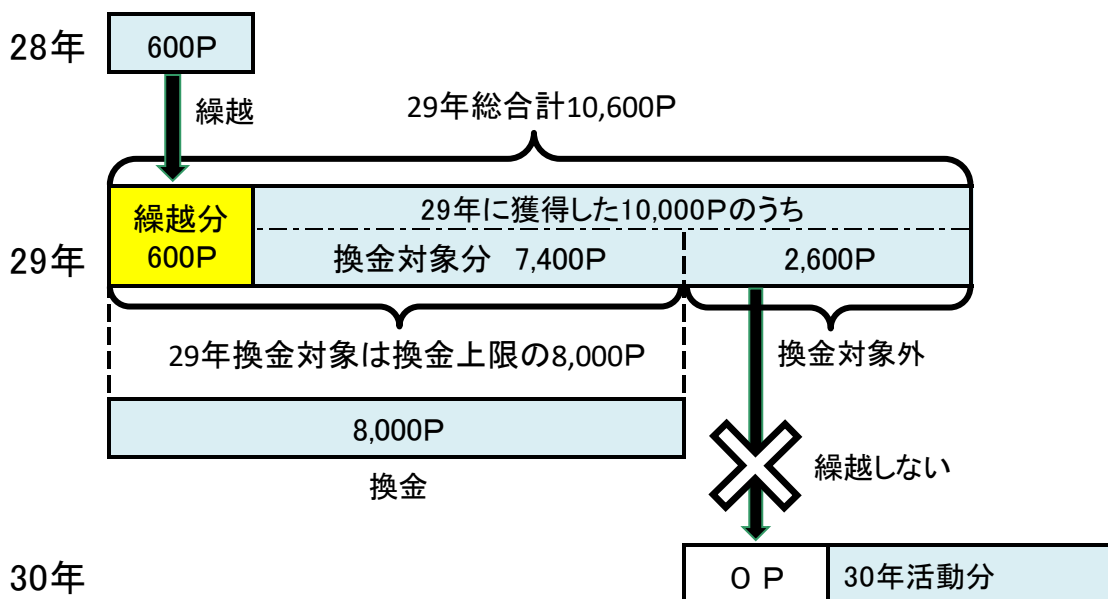
○ 年間の換金上限は8,000ポイントなので、超えた分については換金可能ポイントとして繰り越すことはできません。

⑥ 昨年度のポイントのうち1,000ポイント未満を今年度に繰り越しているが、今年度全て換金することとなった場合、今年度の上限との関係はどうなるか。(昨年繰越分も併せて8,000ポイントか、8,000ポイント+繰り越しポイントか)

○ 年間の換金上限は8,000ポイントなので、昨年繰越分も併せて8,000ポイントまでしか換金することはできません。

※1,000ポイント未満の繰越は1回のみです。

例) 28年に600ポイント、29年に10,000ポイントたまった方の場合



⑦ 蓄積したポイントを年に1回換金するが、その場合、税金の扱いはどうなるのか。

○ 国税局の回答によると所得税法の雑所得として取扱い、換金や寄付が確定した日の属する年の収入となります。

例えば、平成29年1月から12月までのポイントを年明け(平成30年)に換金して得た金額は、平成30年分の収入(雑所得)となります。

詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせいただくか、以下のホームページをご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1500.htm>)

【受入施設向け】

9 受入施設申請書の記載について

① 「法人の代表者」は誰を記載すればよいか。

- 「代表者」が基本ですが、施設長でも構いません。施設長の場合でも法人名、法人の代表者名を併記してください。

② 「現在の活動人数」とは、よこはまシニアボランティア登録者の数か、現在施設で登録されている一般のボランティアの数か。

- 現在、施設で登録している、あるいは来てもらっているボランティアの人数をお書きください。年齢が65歳未満の方も含まれます。

③ 地域ケアプラザが新規に受入施設の申請をする場合は、通所介護と配食・会食サービスは別々に申請するのか。

- 配食・会食サービスとして別に申請していただく必要はなく、地域ケアプラザの申請は、通所介護の事業所番号で申請していただきます。その際に、配食・会食サービスを受けるかどうかはあわせてお知らせください。

④ 複数の介護サービスを実施している施設の場合、事業所番号、事業所名はどのように記載すればよいか。

- 同じ建物の中で複数の介護保険サービスを実施している場合
 - i) 特養に併設されているデイサービスについては、特養で申請してください。
 - ii) その他の場合（例：デイサービスとグループホームなど）は、申請書の事業所名の欄にそれぞれの介護保険サービスを記入し、主たる事業所名を別途お知らせください。
- 別の建物で複数の介護保険サービスを実施している場合
それぞれの介護保険サービスごとに申請書を提出してください。ただし、例えば別の建物であっても場所が近くて端末を一つにまとめるような場合は、上記のii)と同様の記入方法で結構です。

10 ボランティアの受入について

① 新しいボランティアが増えることが予想されるが、カードを持っていてボランティアをしたいという方は必ず受入れなければならないのか。

- ボランティアの受入については、ボランティアと施設の合意で成り立つものなので、事前に双方で話し合い、活動日、活動内容、活動上の留意点等を決めてください。
- 受入施設の受入態勢を超えて、ボランティア活動の希望があった場合や受入施設の事業運営に支障があると判断される場合、施設は受入を制限することができます。
- 良い関係づくりのため、ボランティア登録研修会では心構えや基礎知識についてご説明しています。

② ボランティアの個人情報の取り扱いについて、特に留意することはあるか。

- 個人情報の取り扱いについては、従前通り適切に行ってください。
- F A Xやメールについては、誤送信のないように十分注意してください。

1 1 ポイント付与端末について

① ポイント付与端末の設置や保守はどのように行われるのか。

- 指定が決定した施設に、ポイント管理委託事業者（フェリカポケットマーケティング株式会社）から初期設定を行ったポイント付与端末を配送します。
- 各施設において、電源をつなぎ、ポイント付与端末を設置していただきます（同封の説明書参照）。電源を入れていただければ使用できます。一緒にお送りする施設用テストカードで操作を確認してください。
- ポイント付与端末の保守は、横浜市と製造元であるフェリカポケットマーケティングが保守契約を結んでおり、製造元が保守を行うこととなっています。

② ポイント付与端末設置には施設からの費用は発生するのか。

- ポイント付与端末は市からの貸与のため、原則、機器に関する費用は発生しません。
- 通信費についても、専用の通信カードを使用するため、発生しません。
- 運用に関しては、電気代約50円／月が発生しますが、施設負担でお願いします。
- ただし、受入施設の責任によって端末等が破損・紛失した場合は、修理・交換に要する費用を負担していただきますのでご注意ください。

③ 地域ケアプラザの端末を設置している場所と、配食・会食サービスをしている場所が離れているので端末を2台貸してもらうことは可能か。

- 端末は、1カ所の受入施設に1台置くこととしていますので、配食・会食サービスのボランティアの方に、地域ケアプラザに来ていただきポイントを付与していただくようお願いいたします。

12 活動記録簿の提出・引換券の送付について

① 活動記録簿を作成、提出しなければいけない理由は何か。また、活動記録簿は、ボランティアが記入するのか。

- ポイントカードには、ID番号とポイントの実績しか記録されないため、どのような活動をしたかを報告していただきたいと考えています。活動記録簿の提出には、ポイント管理の正確を期す意味もありますので、必ずご提出をお願いいたします。
- 活動記録簿の記入については、ボランティアに名前と時間を記入していただき、施設がチェックする方法、施設ですべて記入する方法など施設の状況に応じて決めてください。

※**地域ケアプラザ**は、各施設において独自に活動状況を把握している状況などもあり、このポイント事業のために「活動記録簿」を作成することの事務負担やデイサービス及び介護予防事業に加え地域活動交流事業・自主事業におけるボランティア活動へもポイント付与を可能（平成25年4月から）となりポイント管理が広範囲となったことから、**事務負担軽減のため、「活動記録簿」の提出を廃止しました。**ただし、後日ポイントデータの確認をする場合の問合せに対応するため、いつ、誰が活動したかをメモとして記録・保管をお願いしています。

また、やむを得ない事情により後日ポイントを付与したい場合は、これまで通り、FAXにて、その旨を記載いただき、端末サポートセンターにご連絡ください。

※**病院、子育て支援施設、障害者支援施設**においても後日ポイントデータの確認をする場合の問合せに対応するため、いつ、誰が活動したかをメモとして記録・保管をお願いしています。

② 配食・会食サービスについて、地域ケアプラザで実施された場合とそれ以外で実施された場合の、地域ケアプラザが行う事務処理の違いは。

- 地域ケアプラザで実施された配食・会食サービス活動は、その場でポイントを付与していただき、活動記録を作成し保管していただきます。
- 地域ケアプラザ以外の場所（配食・会食サービスのポイント付与に対応していない地域ケアプラザを含む）で実施した配食・会食サービス活動は、グループの代表者から引換券を受け取ったボランティアが、ポイントカードを持って、近くの受入拠点へ行き、ポイントの付与を受けることとなります。
- 受入拠点である地域ケアプラザにおいては、ボランティアの方が来た場合は、引換券の内容をポイントカードに入力し、引換券を保管していただき、毎月1回端末サポートセンターへ送付してください。なお、この場合の活動記録メモは、地域ケアプラザで作成していただく必要はなく、ボランティア団体の代表者が作成し、端末サポートセンターへ送っていただくこととなります。

③ ボランティアから預かった引換券を端末サポートセンターに送る方法はどうになるのか。郵送の場合、その費用はどうなるのか。

- 郵送により送付していただきますが、その際は、受取人払いの封筒を使うなど、受入施設に費用負担のかからない方法をとります。端末サポートセンターへご連絡いただければ返信用封筒をお送りしますのでご連絡ください。

13 ポイントについて

① ポイントカードを持ってこなかったボランティアの対応はどうにすればよいか。

- 本人が活動当日に受入施設にポイントカードを提示しなかった場合（忘れた場合も含む）には、活動を行ってもポイントを付与することはできません。後日ポイントを付与することは、以下の特別な理由又は配食・会食サービスでの引換券以外はできません。

※特別な理由：①カードリーダー端末の不具合
②施設が預かったカードの返却忘れ
など本人の責によらないもの

※後日ポイントを付与する場合は、端末サポートセンター（電話03-5351-0033）にご連絡してください。

② 自治会町内会館や地区センターで行われた配食・会食サービスについては、活動の確認は受入施設で行う必要はなく、ボランティア団体に任せられることになるのか。

- そのように考えています。

③ （引換券の入力について）引換券のポイント付与処理を行う日を受入拠点側で指定することは可能か。

- ポイント付与の日をあまりに制限されてしまうと、ボランティアの方にとっての利便性を損なうおそれがありますので、ご理解をいただきたいと考えています。

④ 地域ケアプラザにおいてポイントを付与する場合、介護保険担当のスタッフではなく、地域交流担当のスタッフがポイント付与の事務に関わることは可能か。

- 地域ケアプラザで判断していただいて構いません。

⑤ 区と地域ケアプラザが共催で行う介護予防事業で、場所が地域ケアプラザの場合、ポイント付与はどこで行うのか。

- 地域ケアプラザで付与していただき、活動記録のメモについても当該地域ケアプラザでお願いします。

【ケアプラザ向け】

1.4 地域ケアプラザにおける「地域活動交流事業」や「自主事業」について

① 「地域活動交流事業」や「自主事業」へのポイント付与を開始したいが、どのような手続きを行えばいいのか。

- 「情報提供シート」について、以前提出されたものから、修正・更新が必要な場合は、再度提出してください。
様式はホームページからダウンロードできます。

詳細は [よこはまシニアボランティアポイント](#) で検索してください。

※令和2年4月から「地域ケアプラザ対象拡大通知」の提出は不要です。

② 地域ケアプラザの主催事業ではないが、地域の団体や区役所などとの共催事業のボランティア活動については、ポイント付与の対象となるか。

- 「地域活動交流事業」や「自主事業」以外の事業については、活動場所が地域ケアプラザであり、活動状況を把握できる場合は、付与対象としていただいても構いません。
なお、活動場所が地域ケアプラザであっても、地域ケアプラザの主催・共催事業ではない(場所のみ貸している)場合は付与対象となりません。

③ ケアプラザ外の地域の集会所等に出張して行うボランティア活動は、ポイント付与の対象となるか。

- 「地域活動交流事業」や「自主事業」であれば、ケアプラザ職員の方が活動状況を把握できる場合は対象となりますが、それ以外の活動については、活動場所がケアプラザ以外の場合、対象外となります。

④ 地域に出向き、日常的な困りごとを手助けするボランティア活動があり、1回300円程度の寄付金をご利用者からいただいている。この活動はポイント付与の対象となるか。

- 「地域活動交流事業」や「自主事業」であり、ボランティア自身の報酬、謝金という意味合いでなければ、ポイント付与対象として構いません。

⑤ ケアプラザ施設内の環境整備（清掃やスリッパ整理、車いすメンテナンス等）のボランティア活動についてはポイント付与の対象となるか。

- デイサービス、介護予防事業でのボランティア活動と言い切れない部分がありますので、対象拡大の通知（内容として「館内環境整備」）を提出いただくことで、ポイント付与対象とします。
ただし、ケアプラザ職員の事務補助やケアプラザ利用者の方が立ち入らない、いわゆるバックスペースの整理など利用者に直接関係がない部分に関わる活動はポイントの対象に含むことはできません。

⑥ 文化祭などのイベントに向けた話し合い等に参加した方は、ポイント付与の対象となるか。

○ ②の回答と同様です。自主的な仲間うちの集まりは対象外となります。

⑦ 配食・会食サービスの準備のための献立決めの会議、買い出し、下ごしらえの調理・試食などはポイント付与の対象となるか。

○ ②の回答と同様です。自主的な仲間うちの集まりは対象外となります。

⑧ 自主事業を卒業したボランティア団体の活動は、ポイント付与の対象となるか。

○ 活動場所がケアプラザであれば対象になりますが、それ以外での活動は活動状況を把握することが難しいため対象外となります。

⑨ ケアプラザのボランティアコーディネーターが、登録者にボランティアを募集している施設（受入施設でない）を紹介して活動した場合、ポイントを付与することはできるか。

○ 活動状況を把握することが難しいため、ケアプラザでポイントを付与することはできません。継続的にボランティアを受け入れるのであれば、該当の施設に受入施設の申請をしていただくことが望ましいと考えます。

1.5 配食・会食サービスについて

(1) ボランティア団体の登録について

① 配食・会食サービスを行うボランティア団体の登録方法はどのようなのか。

○ ボランティア団体登録申請書を事務局に提出してください。
様式はホームページからダウンロードできます。
後日、ポイント引換券、活動記録簿をお送りします。

詳細は [よこはまシニアボランティアポイント](#) で検索してください。

② 地域ケアプラザで配食・会食サービスを行っているボランティア団体の登録手続きやポイント付与方法はどうなるのか。

○ ボランティア団体登録をしていただく必要があります。
上記①と同様の手続きが必要です。

ただし、活動実施場所が「ポイント付与端末」を設置している地域ケアプラザの場合は、ボランティア団体登録申請前に地域ケアプラザと調整した上で、地域ケアプラザでポイントを付与してもらうことができます。その場合、ポイント引換券はお送りしません。

③ 地区センターや自治会町内会館で配食・会食サービスを行っているボランティア団体の登録手続きはどのようなのか。

○ 上記①と同様の手続きが必要です。

④ ボランティア団体が登録する際の要件はなにか。

- ① ボランティア団体の方々が調理、提供を行っていること
- ② ある程度定期的に活動していること（月1回程度）
- ③ 報酬・謝礼金が支払われている活動では無いこと（但し、交通費・活動中の原材料費などの費用弁償程度の場合を除く）

⑤ ボランティア団体としての登録をすれば、ボランティア個人が研修会に参加し、登録の手続きをしなくてもよいのか。

○ ポイントは、研修会を受講して登録していただいた個々のボランティアの方に付与されます。ボランティア団体に登録した場合であっても、各々が研修受講後に登録し、ポイントカードの交付を受けていることが必要です。

（２）対象活動について

① 地域ケアプラザの場所を利用して行っているミニデイサービス（要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象として、引きこもり予防などのために行うサービス）で食事を提供している場合は、配食・会食サービスに該当するか。

○ 食事を調理・提供している日に限り、地域ケアプラザでの食事サービスに該当します。

② 世代間交流（子ども、高齢者、障害者などが食事をを行うもの）は配食・会食サービスに含まれるか。

○ 食事を調理・提供していれば該当します。

③ サロンはポイント付与の対象となるか。

○ ボランティア団体が調理を行い、食事（おやつなどは除きます）を提供していれば対象となります。
そのため、調理を行わずに購入した食事を提供する場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

④ お弁当を業者から購入して、高齢者宅への配達だけを行っているボランティア団体の活動については、ポイント付与の対象となるか。

○ ボランティア団体の方が集まって調理を行い、それを提供する活動を「配食・会食サービス」として整理しています。
そのため、調理を行わず、購入した食事を配達する活動については、ポイント付与の対象とはなりません。

⑤ ここでいう「調理」とはどこまでを指すのか。

- 食材を洗う・切るなどし、さらに煮る・焼く・炒めるなどにより食事を作ることを指します。購入した食事をレンジで温めるだけや、インスタント食品にお湯を入れるだけ、お茶を入れるだけではポイント付与の対象とはなりません。

(3) ポイント・ポイントカードについて

① 配食・会食サービスのポイント付与の考え方(活動単位)について。

- 1回の食事サービス実施につき、数日に渡り活動された場合、その日ごとにポイント付与します。

例えば、「前日の買出し」と「食事サービス実施日の調理」の両方に参加した方は、400ポイント付与になります。また、食事サービス実施日に、「調理」と「配達」どちらにも従事された場合は、1日単位でのポイント付与のため、200ポイント付与となります。

② 地域ケアプラザで、配食・会食サービスは行っていないが、試作・試食を行っている。この場合は、ポイント付与の対象になるか。(試作・試食とはボランティア団体が配食・会食サービスをするために行っており、調理場所がない場合に地域ケアプラザの調理場を提供している。試作品は提供していない。)

- 実際の食事サービスのための「準備」として、提供するサービスに影響のある活動を30分以上されている場合は、ポイント付与の対象となります。

③ 調理のみを行うボランティア団体と、配達のみを行うボランティア団体が一緒に活動する場合は、どちらの活動についてもポイント付与の対象となるか。

- それぞれボランティア団体として登録していただければポイント付与の対象となります。

④ 調理を地域ケアプラザで行い、会食サービスを自治会町内会館で行うボランティア団体については、ポイント付与の対象となるか。

- ボランティア団体として登録していただければポイント付与の対象となります。

⑤ 現在受入施設になっていない地域ケアプラザでは、配食・会食サービスについてのポイント付与の流れはどのようになるのか。

- その地域ケアプラザにこれを機会に受入施設になっていただくことが望ましいのですが、受入施設になっていない場合には、地域ケアプラザ以外での配食・会食サービスの活動と同じ扱いとなります。
- すなわち、あらかじめ団体登録をしていただき、活動の際に団体の責任者から活動したボランティアに引換券を交付していただきます。引換券をもらったボランティアはポイントカードにポイントを登録できる場所(「受入拠点」として指定した地域ケアプラザ、区役所等)で引換券を渡してポイントを登録してもらうこととなります。

(4) ポイント引換券について

① ポイント引換券の使い方について。

- ボランティア団体の登録をしていただくと、事務局から、説明書などと一緒に、引換券、ゴム印、活動記録簿が送られてきます。

【引換券の使い方】

- ① 引換券の表紙や券に、ゴム印でボランティア団体番号、ボランティア団体名を押してください。
- ② 引換券を活動日に活動場所にお持ちいただき、ボランティア団体のメンバーのうち、よこはまシニアボランティアポイントに登録している方に引換券の右半券を切り離して渡してください。
またこの時に、活動記録簿に実施日と渡した方の氏名を記入してください。
- ③ 引換券を渡された方は、その引換券とポイントカードをお近くの受入拠点（※）に活動日の翌月10日までに提出してポイントを登録してください。
（※）受入拠点については、団体の代表者の方に「受入拠点の一覧表」をお渡しします。また、よこはまシニアボランティアポイントのホームページでもご覧頂けます。
- ④ ボランティア団体の代表者の方は、一月分の「活動記録簿」を、翌月20日までに、端末サポートセンターに送付してください。

② 引換券が足りなくなった場合はどうしたらよいか。

- 事務局に電話、FAX等でその旨ご連絡ください。追加の引換券をお渡しします。

③ 活動記録簿の作成手順について。

- ① 活動記録簿の上にあるボランティア団体名の欄に、ボランティア団体名を記入するか、ゴム印を押してください。
- ② 活動の際に、活動月日、引換券を渡したボランティアの氏名を活動記録簿に記入してください。
- ③ 一月分をまとめて、コピーを1部取り、翌月20日までに端末サポートセンターに送ってください。

16 その他

① ボランティアの管理や報告など、施設での一定の事務量が発生するが、それに対する費用は出るのか。

- 施設の事務負担にかかる助成はありません。
- 横浜市でも受入機関での事務量が少なくなるよう、ICカードシステムを導入しました。活動内容の報告は、適正なポイント管理のために必要なものですので、ご協力くださいますようお願いいたします。

② 受入施設をやめたいときはどうすればよいのか。

- 第5号様式「よこはまシニアボランティアポイント受入機関指定変更・辞退届出書」を横浜市健康福祉局介護保険課に提出してください。
後日、指定取消決定通知書とポイント付与端末返却キットを送付します。